



2005年4月28日 第2005-52号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

衆議院・厚生労働委員会 改正介護保険法案 政府案を一部修正して可決

2項目を修正

4月27日、衆議院厚生労働委員会が開催され、「介護保険法等の一部を改正する法律案」が与党・民主党の賛成により可決されました。

改正法案は、民主党が修正要求をした内の2項目（政策ニュース51号参照）が修正され、さらに4項目の附帯決議を行いました。今後、連休明けに衆議院本会議の採決を経て、審議の場は参議院へ移ります。

年齢拡大の道筋明確に

連合・草野事務局長は談話の中で、「『被保険者・受給者の範囲』について、法案修正が実現しなかったことは極めて残念であるが、2006年中に結論を得るための新たな検討の場の設置と、年齢拡大への道筋を明確にさせたこと、17項目の確認答弁と4項目の附帯決議を獲得できたことは大きな成果であり、民主党の奮闘に心より敬意を表したい。連合は民主党との連携をさらに強化し残された連合要求の実現をはかる。」と述べました。

【介護保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱】

1. 地域支援事業に関する事項

地域支援事業のうち、被保険者に対する虐待の防止およびその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業については、市町村の任意事業から必須事業に改めるものとする。

2. 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、予防給付および地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、有効性、効率性等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の規定を追加するものとする。

【介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

1. 附則第2条第1項に規定する検討（政策ニュース51号・改正法案「被保険者・受給者の範囲」参照）は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設けて行うものとする。また、その場においては介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲の拡大も含めて検討を行うものとする。
2. 難病など医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者への対応や、在宅におけるターミナルケアへの対応などの観点から、訪問看護ステーションや地域に密着した医療機関を活用して医療と介護の連携を図ることにより、在宅医療をより一層支援していくために必要な措置を講ずること。
3. 地域包括支援センターの運営については、公正・中立を確保する観点から、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根ざした活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めること。
4. ケアマネージャーについては、中立性・独立性を重視する観点から、資質の向上を図るとともに、介護報酬についても見直しを行うこと。また、介護に携わる人材の専門性の確立を重視する観点から、研修体系や資格のあり方の見直しを行うこと。

附帯決議とは、「法案」そのものに対する異議ではなく、これを行政等が運用するにあたって留意すべきことを国会の委員会としてまとめたもの